

**使用済自動車の再資源化等に関する法律**

**(自動車リサイクル法)**

**解 体 業 の 手 引**

令和6年6月

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課



# 目 次

I	自動車リサイクル法の概要	8
1	自動車リサイクル法の全体概要	8
	(1) 使用済自動車等の流れ	8
	(2) リサイクル料金等の流れ	8
	(3) 情報の流れ	8
2	自動車リサイクル法の対象自動車	9
3	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	10
II	解体業の許可	12
1	根拠法令	12
2	解体業の許可の概要	12
	(1) 解体業の位置づけ	12
	ア 許可制	12
	イ 許可が必要な行為	12
	(ア) 使用済自動車からエアバッグ類を回収する行為	12
	(イ) 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収する行為	12
	(ウ) 使用済自動車から次の有用部品を回収する行為	13
ウ	許可の期間	13
エ	解体業の許可と廃棄物処理法との関係	13
	(ア) 収集運搬業の許可	13
	(イ) 処分業の許可	14
	(2) 解体業者の行為義務	14
	ア 使用済自動車の引取り	14
	イ エアバッグ類の回収	15
	ウ 使用済自動車の再資源化	15
	エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し	15
	オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告	16
	カ 標識の掲示	16
3	解体業の許可基準等	16
	(1) 施設に係る基準	18
	ア 使用済自動車、解体自動車を保管するための設備	18
	(ア) 保管場所の囲い	18
	■ 囲いについての具体的基準 ■	18
	■ 使用済自動車又は解体自動車の保管に係る具体的基準 ■	19
	(イ) 廃油及び廃液の漏出防止に対する措置	21
	■ 床面についての具体的基準 ■	21

イ	使用済自動車等を解体するための施設	22
	(ア) 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）	22
	■ 床面等の具体的基準 ■	23
	(イ) 解体作業場	24
	■ 床面等の具体的基準 ■	26
	(ウ) 取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）	28
	■ 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置等の具体的基準 ■	29
ウ	解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設	31
(2)	解体業許可申請者の能力に係る基準	31
(3)	解体業者の再資源化基準について	32
ア	保管の方法について	33
イ	解体の方法について	33
III	解体業の許可申請等について	35
1	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	35
(1)	事務フロー	35
(2)	事業概要書	36
ア	提出部数	36
イ	関係書類	36
	■ 計画概要の項目別留意事項 ■	36
2	解体業許可申請書及び添付書類	38
(1)	解体業許可申請書	38
ア	申請年月日	38
イ	※許可番号、※許可年月日	38
ウ	住所	39
エ	氏名又は名称	39
オ	事業所の名称及び所在地	39
カ	事業の用に供する施設の概要	39
キ	他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）他に、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	40
ク	解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行おう場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	41
ケ	役員の氏名及び住所	41
コ	令5条に規定する使用人の氏名及び住所	41
サ	法定代理人の氏名及び住所	41
シ	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	41

ス	標準作業書の記載事項	4 2
(2)	添付書類	4 2
ア	解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	4 2
	（ア）場内配置図	4 2
	（イ）使用済自動車保管場所又は解体自動車保管場所	4 2
	（ウ）燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	4 3
	（エ）解体作業場	4 3
	（オ）取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）	4 3
	（カ）廃棄物を保管するための場所（廃棄物保管場所）	4 4
	（キ）油水分離装置	4 4
	（ク）当該施設の付近の見取図	4 4
イ	申請者が解体業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類	4 4
	（ア）申請者が土地又は建物の所有者の場合	4 4
	（イ）申請者が土地又は建物の所有者と異なる場合	4 4
	（ウ）使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合	4 5
	（エ）重機等による解体を行う場合	4 5
ウ	事業計画書及び収支見積書	4 5
	（ア）事業の全体計画	4 5
	（イ）使用済自動車の引取実績及び計画	4 5
	（ウ）解体実績	4 5
	（エ）保管の状況	4 5
	（オ）年間収支見積書	4 5
エ	申請者が個人の場合の添付書類	4 5
オ	申請者が法人の場合の添付書類	4 6
カ	役員に関する添付書類	4 6
キ	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類	4 7
	（ア）個人である場合	4 7
	（イ）法人である場合	4 7
ク	政令使用人に関する添付書類	4 7
ケ	申請者が未成年の場合の添付資料（申請者が個人に限る。）	4 7
コ	申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	4 7
サ	標準作業書	4 8
(3)	提出先等	4 8
ア	提出先	4 8
イ	手数料	4 9
ウ	提出部数	4 9
3	許可証の交付	4 9

IV	許可後の手続き	50
1	自動車リサイクルシステムの登録	50
2	許可の更新	50
	(1) 根拠法令	50
	(2) 許可の更新申請書の提出	50
	(3) 提出先等	50
	ア 提出先	50
	イ 手数料	50
	ウ 提出部数	51
3	変更届	51
	(1) 根拠法令	51
	(2) 変更届出書の提出	51
	(3) 提出先等	52
	ア 提出先	52
	イ 提出部数	52
4	廃業等届	52
	(1) 根拠法令	52
	(2) 廃業等届出書の提出	53
5	許可証の再交付及び返納	53
	(1) 再交付	53
	(2) 返納	53
V	様式及び標準的な記載方法	54
	解体業事業概要書	55
	計画地一覧表	56
	計画概要	57
	審査指示事項調整済回答書	60
	検査指導事項改善報告書	61
	解体業許可・許可の更新申請書	62
	事業計画書及び収支見積書(解体業)	66
	誓約書	68
	解体業変更届出書	69
	解体業廃業等届出書	70
	許可証再交付申請書	71
	計画概要(記載例)	72
	解体業許可申請書(記載例)	75
	油水分離装置における構造図及び設計計算書(例)	80

次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

- 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(平成14年7月12日法律第87号)
- 令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令  
(平成14年12月12日政令第389号)
- 規則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則  
(平成14年12月20日経済産業省・環境省令第7号)
- 細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則  
(平成16年6月15日規則第138号)

# I 自動車リサイクル法の概要

## 1 自動車リサイクル法の全体概要

### (1) 使用済自動車等の流れ

ア 「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が自ら製造・輸入してきた自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

イ 関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

### (2) リサイクル料金等の流れ

ア 自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる。）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

イ リサイクル料金はあらかじめ各自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が定めて公表する。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定している。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令する。 **[法第35条]**

ウ リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、收受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時に資金管理法人（(財)自動車リサイクル促進センター）に預託する制度である。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認する。

エ 自動車製造業者等（輸入業者を含む。）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（(財)自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

### (3) 情報の流れ

ア 電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築する。



#### ＜対象外となる自動車＞

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む。）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車（フォークリフト、ブルドーザ、農耕トラクタ等）
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

(2) 対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用等により再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

#### ＜対象外となる架装物＞

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール(廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等)に従って処理がなされることに留意する。

### 3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

この法律に別段の定めがある場合を除いては、使用済自動車、解体自動車等を廃棄物とみなして、廃棄物処理法の規定が適用される。(法第121条)

また、業の名義貸し禁止の規定は、この法律にはないが、廃棄物処理法の規定が適用され禁止されている。(法第122条第8項)

その他、この法律と廃棄物処理法との関係の具体例は以下のとおりである。

(1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、有価での引渡しであれば原則廃棄物には当たらない。）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成17年1月1日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬、処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成16年12月31日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

(2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者については、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引取り、又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に、自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。

使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要となる。

④ 破砕業者

解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要となる。

(3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用される。

(4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要となる（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要となる。

- ・ 自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者に委託しなければならない。
- ・ 廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要。
- ・ 使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

## II 解体業の許可

### 1 根拠法令

法 : 第60条及び第61条  
規則 : 第55条

### 2 解体業の許可の概要

#### (1) 解体業の位置づけ

**使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要となる。**

→ 使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引渡す役割（エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能）を担う。

#### ア 許可制

(ア) 解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の許可制。使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要となる（5年ごとの更新制）。

(イ) 使用済自動車を解体して部品取りを行う業者は、生活環境の保全等の観点から全て自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要である。

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビゲーション等の付属品を取り外す行為等については、解体業の許可は不要である。

#### イ 許可が必要な行為

##### (ア) 使用済自動車からエアバッグ類を回収する行為

自動車リサイクル法では、解体業者が使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式等のその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）の回収が義務付けられている。 [法第16条第3項]

使用済自動車をハーフカットした解体自動車を部品として流通する場合、商品価値が低下する等の理由でエアバッグ類を回収しないことは認められない。

##### (イ) 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収する行為

解体業の許可を受けた者は、これらの部品等を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡すことが義務付けられている。

## (ウ) 使用済自動車から次の有用部品を回収する行為

区 分	部 品 の 名 称 等
外 装	フロントバンパー、フェンダーパネル、ヘッドランプ、コーナーランプ、コーナーパネル、キャビン、フロントドア、リアドア、サイドミラー、リアバンパー、トランクパネル、リアスポイラー、テールランプ、バックドア、ドアガラス等
エンジン類	エンジン、キャブレター、タービン、スーパーチャージャー、インジェクションポンプ、シリンダーヘッド、ディストリビューター、エアコンプレッサー、ラジエーター、インタークーラー、フューエルポンプ、ピルクーラー、マフラー、触媒等
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、プロペラシャフト等
走行関係	デフ、デフフォーシング、リアシャフト、ドライブシャフト、ABS、アクチュエーター、PSギアボックス、PSポンプ等
懸 架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアアーム、アッパーアーム、スイングアーム、アクスルアーム等
電 装	セルモーター、ダイナモ、エアフロメータ、コンデンサ、コンプレッサ、エバポレータ、スピードメータ、タコグラフ、エアコンパネル、オートアンテナ、カーコンポ、各種コンピュータ等
内 装	ステアリングホイール、インストゥルメントパネル、シート、エアバッグ等

なお、ギロチンシャー、ニブラ等の重機やプレス機を使用して、解体作業を終えた自動車（以下「解体自動車」という。）の圧縮、せん断又は破砕を行う場合は、破砕業の許可が別途必要となる。

### ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年。5年を経過するまでの間に許可の更新を受けなければならない。 **[法第60条第2項]**

ただし、更新の申請があった場合において、有効期間満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 **[法第60条第3項]**

### エ 解体業の許可と廃棄物処理法の関係

#### (ア) 収集運搬業の許可

- 千葉県で解体業の許可を受けていれば、使用済自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を解体業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

例えば、東京都や千葉市で使用済自動車等を積んで、千葉県に降ろす場合も、千葉県の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要となる。この場合、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは使用済自動車等の運搬を行う場合に限られ、廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

なお、千葉県で解体業を行うほかに、他の自治体の区域で解体業を行う場合は、別途その自治体の解体業の許可が必要となる。

- ・ 使用済自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

## (イ) 処分業の許可

使用済自動車等の解体等の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要となる。

許可が不要となるのは使用済自動車等の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途処分業の許可が必要となる。

なお、使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類の処理を行う場合は、廃棄物の処理基準に従わなければならない。

## (2) 解体業者の行為義務

### ア 使用済自動車の引取り

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由\*がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務がある。

[法第15条]

#### ※ 正当な理由 [規則第4条]

- ① **天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合**  
事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定
- ② **使用済自動車に異物が混入している場合**  
他のゴミが詰められている場合を想定
- ③ **使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正保管に支障が生じる場合**  
大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合せ適正な保管が困難である場合を想定
- ④ **使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合**
  - ・ 使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
  - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
  - ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
  - ・ 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合

**⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合**

盗難車と分かっている引取り等を想定

**イ エアバッグ類の回収**

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式等のその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）についての回収責任がある。

**ウ 使用済自動車の再資源化**

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準<sup>※</sup>に従い適切な解体を実施する義務がある。

**※ 解体業者の再資源化基準**

- ・ 鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バス等の）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること。
- ・ 有用部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること。

等

**エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し**

引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池・タイヤを取外していない等正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意すること。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面<sup>※</sup>を5年間保存する義務がある。

**※ 解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証明する書面**

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・ 解体業者名
- ・ 解体自動車全部利用者名
- ・ 解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

〔車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。〕

## オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡報告を実施する義務がある。

## カ 標識の掲示

事業所ごとに標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。

標識は縦・横各20cm以上の大きさで、解体業者であること、氏名又は名称及び許可番号を記載したものであることが必要である。

また、常時雇用する従業員の数が5人以下である場合又は自ら管理するウェブサイト有していない場合を除き、同様の事項を自ら管理するウェブサイト上に掲載する必要もある。

実務上は、引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば、都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

### 【標識の例】

〇〇自動車株式会社 △△事業所	
引取業者登録番号	20121××××××
フロン類回収業者登録番号	20122××××××
回収するフロン類の種類	CFC・HFC
解体業許可番号	20123××××××
破砕業許可番号	20124××××××
事業の範囲	破砕前処理（圧縮及びせん断）

## 3 解体業の許可基準等

### 【法第62条第1項】

次のいずれにも適合しているときでなければ、許可されない。

- 一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 心身の故障によりその義務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者\*  
又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

### ※ 主務省令で定める者

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの<sup>\*1</sup>若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪<sup>\*2</sup>若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

### ※1 政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

### ※2 刑法関係の罪名

第204条（傷害罪）、第206条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合及び結集の罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）

ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され<sup>\*</sup>、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）。

※ 解体業、破砕業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

## (1) 施設に係る基準 [規則第57条第1号]

### ア 使用済自動車、解体自動車を保管するための設備

#### (ア) 保管場所の囲い

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ当該場所の範囲が明確であること。

#### 【趣旨】

使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について規定されている。

#### 【留意事項】

- ・ 小規模な解体業者にみられるように、使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、保管の必要性がないことから、この規定は適用されない。
- ・ 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。
- ・ 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、又は倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとし、次に具体的な基準を示す。

### ■ 囲いについての具体的基準 ■

#### 1 囲い

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設ける（高さは地盤面より1.8m以上）ことが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、使用済自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- ・ 事業所全体が要件を満たす囲いで囲われている場合には、使用済自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・ 囲いは、使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域を明確化するために設置するものであり、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等が考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない\*。

#### ※ 囲いに有刺鉄線を用いる場合

規格・材質：(1種) #14 径2.0mm以上

杭間隔：2.0m以内

張り間隔：0.3m以下の6本張り以上

- ・ 使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。

なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。

- ・ 囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。なお、出入り口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。

## 2 範囲が明確

- ・ 無秩序に使用済自動車や解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ・ 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確であるといえる。
- ・ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が使用済自動車や解体自動車の保管場所である場合には、以下のような対応を講じること。
  - ① ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
  - ② 床面に白線等を引いて、その範囲を明確にする。
  - ③ 整然と保管しており、かつ、使用済自動車や解体自動車の保管場所が明確に区切られている場合はカラーコーンでもよい。

## ■ 使用済自動車又は解体自動車の保管に係る具体的基準 ■

### 1 原則

使用済自動車及び解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の保管基準が適用される（一般廃棄物、産業廃棄物とも同じ）。

### 2 保管の方法

#### (1) 廃棄物処理法の保管基準(使用済自動車及び解体自動車の両方に適用)

- ① 見やすい箇所に使用済自動車の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること\*。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

#### ※ 掲示板の設置

- ・ 見やすい場所に掲げる。
- ・ 縦・横各60cm以上の大きさとする。
- ・ 使用済自動車保管場所・解体自動車保管場所ごとに設置することが望ましいが、保管場所の位置関係等により、以下の「掲示板の記載例」のように一つにまとめることもできる。

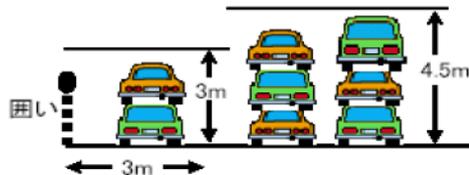
#### [掲示板の記載例]

使用済自動車・解体自動車の保管場所	
管理者の氏名又は名称及び連絡先	□□自動車解体(株) △△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○
積み上げ高さ	最大 ○○m
保管量の上限	使用済自動車○○台 解体自動車○○台

- ・ 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・ 文字は読みやすく鮮明であること。
- ・ 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

## (2) 保管の高さ（使用済自動車及び解体自動車の両方に適用）

- ① 囲いの周囲から3mまでは、高さ3m(おおむね2段)
- ② 囲いの周囲から3mより内側は、高さ4.5m(おおむね3段)



※構造耐力上安全なラック等を使用して保管する場合は、使用済自動車等の搬出入にあたり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのないその高さまで

## (3) 保管量の上限（使用済自動車及び解体自動車の両方に適用）

保管場所の面積及び保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。

ただし、重心が重なるよう適正に積むこと。



[重心がほぼ重なるような積み方の例]



[乱雑で不適正な積み方の例]

## (4) 保管の日数

自動車リサイクル法において、解体業者が引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引き取った際に行う引取報告から解体自動車を破砕業者に引渡した際に行う引渡報告までの日数が120日となっていることから、120日を目安に破砕業者に引き渡さなければならない。

使用済自動車又は解体自動車を他の解体業者に引き渡す場合は、引取業者又はフロン類回収業者からの使用済自動車の引取りを最初に行った解体業者が引取報告を行った日から最後の工程の解体業者が解体自動車を破砕業者に引き渡す際の引渡報告の日までの日数が120日となる。

## (イ) 廃油及び廃液の漏出防止に対する措置

解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所が上記要件に掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。

ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りでない。

- ① 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- ② 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

### 【趣旨】

老朽化した使用済自動車や事故にあつた使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。

したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合は、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造について規定されている。

### 【留意事項】

- ・ 廃油・廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることもできる。この場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・ あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

## ■ 床面についての具体的基準 ■

- ・ 廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装の場合とは、以下のような対応が考えられる。また、液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜を設ける。

- ① 鉄筋コンクリート舗装の厚さは150mm以上\*であり、適切な配筋を有する。
- ② 保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであること。

#### ※ 鉄筋コンクリート舗装厚の根拠

国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修『構内舗装・排水設計基準』において、一般的な舗装の舗装厚としてコンクリート舗装の場合、コンクリート板厚150mmとされているものである。

- ・ 鉄筋コンクリート舗装の厚さが150mmに満たない場合にあつては、保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷いて作業する等の対応を標準作業書に記載する。
- ・ 廃油又は廃液が漏出するおそれのある使用済自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面は鉄筋コンクリート舗装ではないが、これと同等以上の効果を有する場合とは、以下のような対

応が考えられる。なお、アスファルト舗装単独では、油の浸透が生じるので基準を満たさない。

- ① 厚さ150mmの無筋コンクリート舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。
- ② 厚さ150mmのアスファルト舗装を厚さ10mmの鉄板で覆っている。

- ・ 重機を使用する場合にあっては、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑らないようにするため滑り止め加工を施す。）等、床面が重量によりひび割れないよう措置した上で作業する必要がある。
- ・ 廃油・廃液が漏出するおそれのある自動車（事故車、老朽車等）の場合で、床面が鉄筋コンクリート舗装等でない場合の措置としては、以下のような対応が考えられる。  
ただし、あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
  - ① 直ちに解体作業場に移動して解体を行い保管しない。
  - ② 直ちに燃料採取場所又は解体作業場に移動し、廃油・廃液を抜き取った上で保管場所において保管する。
  - ③ 使用済自動車の廃油が含まれる部位の直下に、あらかじめ十分な容量の缶を配置するとともに、漏出を防ぐためその缶に雨水が入らないようにする。
  - ④ 使用済自動車の直下に十分な量の布を敷き詰め、廃油を含んだ布は直ちに交換する。

## イ 使用済自動車等を解体するための施設

### (ア) 燃料採取場所(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)

解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下の（１）、（２）において同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

#### 【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・ 燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく、屋外で行う場合もある。
- ・ 燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料採取場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項】

- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。

そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこ

と等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。

- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のもを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・ 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・ 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている\*。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。

## ※ 消防法の許可等の基準

危険物の保管量により手続対象が異なるので注意すること。

### [基準算定式]

ガソリン：A<sup>リットル</sup>、 軽油：B<sup>リットル</sup>、 エンジンオイル等の廃油：C<sup>リットル</sup>

$$\frac{A}{200} + \frac{B}{1000} + \frac{C}{6000} = X$$

	X < 0.2	規制なし
0.2 ≤ X < 1		市町村の消防担当課へ届出
1 ≤ X		市町村（窓口：消防本部）の許可

### [消防法届出対象にならない保管量の例]

ガソリン：20<sup>リットル</sup>、 軽油：50<sup>リットル</sup>、 廃油：200<sup>リットル</sup>

$$\frac{20}{200} + \frac{50}{1000} + \frac{200}{6000} \doteq 0.183 < 0.2$$

## ■ 床面等の具体的基準 ■

### 1 床面

使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための施設（(1)ア(イ)）の「■床面についての具体的基準 ■」による。

### 2 ためます等

- (1) ためますとは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物である。
- (2) ためますは、こぼれた燃料が十分回収できる容量があり、ひび割れ等がないこと。また、容器（ドラム缶等）をそばに置くことができ、ポンプ等で燃料を吸い上げる等、確実に燃料を回収できること。
- (3) 「ためますその他これと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられる。

### 3 排水溝

排水溝は、こぼれた燃料が滞留せず、ためます又は油水分離装置に流れていくよう傾斜のついた構造であり、ひび割れ等がないこと。また、事業場内に降った雨のうち、燃料採取場所内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。なお、車両等の出入り口は、

溝縁を補強しておくことが望ましい。

#### 4 燃料が漏出した場合の措置

燃料が漏出した場合の措置について、直ちにウエスで拭き取る等の対応を標準作業書に記入するものとする。

### (イ) 解体作業場

次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この（1）において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 事業所からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。  
ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

#### 【趣旨】

解体工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。

その際に、廃油・廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造について規定している。

#### 【留意事項】

##### 1 床面等

- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ 必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- ・ (3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。

- ① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
- ② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、

- ① 万一廃油・廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
  - ② 解体作業場の清掃に水を用いないこと
- 等が示されている場合が考えられる。

## 2 油水分離装置

- ・ 油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ・ 油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ・ 解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。

強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには、大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。

屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限り、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。

- ・ 油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。

## 3 当該設備（屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備）の設置が著しく困難である場合

- ・ 市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条第3項）」であるため、市街化調整区域内での開発行為は原則として認めないが、同法第34条に限定列挙されている用途の開発行為及び都市計画法施行条例の適用を受ける開発行為等については例外的に認められる場合がある。
- ・ 「当該設備の設置が著しく困難」とは、解体作業場が都市計画法の市街化調整区域内にあり、開発行為の許可を受けることができない等、土地利用調整関係法令の規制により、解体作業場に屋根、覆い等を設置することができない場合の規定である。

この場合、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、このような事例に限定され、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

- ・ 解体業の許可申請の際には、解体作業場が市街化調整区域内にある場合は屋根、覆い等を設置することはできず、逆に、市街化調整区域外では建築基準法に基づく建築確認による確認済証を取得した屋根、覆い等を設置しなければ、原則として解体業の許可は受けられない。

## ■ 床面等の具体的基準 ■

### 1 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造

次の2つの条件をともに満足する場合が考えられる。

#### 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根・覆い	鉄板、瓦、スレート葺 等 (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根又は覆いがあること。</li> <li>・ 屋根及び壁は容易に移動できないものであること。</li> <li>・ 壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。</li> </ul>	

#### 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

(例)

- ・ ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝（開渠）が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造
- ・ 解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造
- ・ 解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造

### 2 屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備

- ・ 材質及び形状は上表の例による。
- ・ 屋根等を設置するのが原則であるが、市街化調整区域における立地の場合は、都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。
- ・ 屋根等が設置できない解体作業場においては、降雨後ただちに解体作業を中止し速やかに不透水性のシート等で覆い、油水分離装置に流入する排水を極力減らす必要がある。

### 3 床面

- ・ 使用済自動車、解体自動車を保管するための設備（(1)ア）の「床面についての具体的基準」による。

### 4 油水分離装置

- ・ 屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とする<sup>\*1</sup>。また、分離を確実にを行うため、一般的には3槽以上が望ましい。

- 屋根等のない場合の油水分離装置は、『構内舗装・排水設計基準』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、東京消防庁監修の給油取扱所の基準等を参考に、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とする※<sup>2</sup>。

また、一般的な構造としては、4槽以上、滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましい。

### ※1・※2 油水分離装置における容積基準の算定方法

千葉県では、屋根等の有無に関わらず、降雨後5分間でシート等で覆うことを想定し、必要な油水分離装置の容積を基準にしている。これは、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」に基づき、確率年数（5年）及び油水分離装置の滞留時間（2時間）等から降雨強度を県内7地区（我孫子・横利根・銚子・松戸・千葉・勝浦・館山）ごと（下図参照）に算出し、100㎡をシート等で覆う場合に必要な容積である。

地区名	100㎡をシート等で覆う場合に必要な容積（m <sup>3</sup> ）
我孫子	2.69
横利根	1.74
銚子	2.30
松戸	1.61
千葉	1.96
勝浦	2.29
館山	2.15

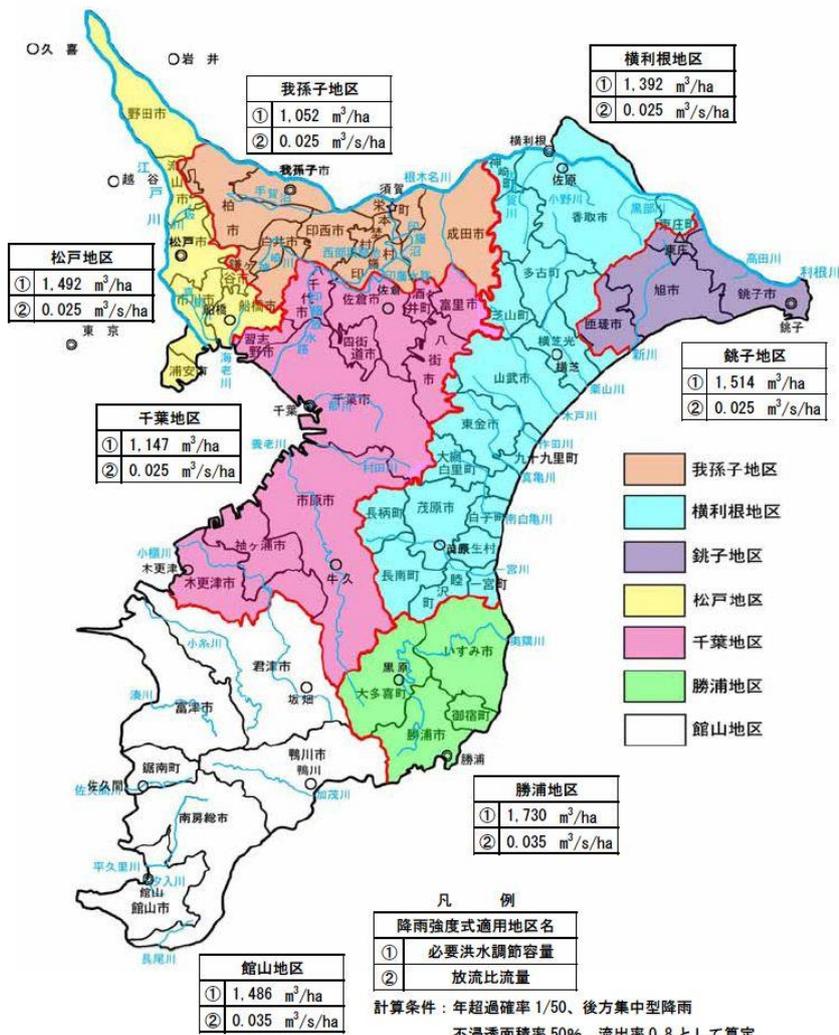


図 降雨強度式適用範囲と洪水調整容量の例

- ・ 事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないようにする工夫としては、以下のような対応が考えられる。
  - ① 事業所敷地周囲に、雨水吐きのための排水側溝（開渠）を設ける。
  - ② 事業所全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水が解体作業場へ侵入しない構造である。
  - ③ 事業所敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設ける。
- ・ 油水分離装置の容量が十分に確保できない場合にあっては、標準作業書において、作業しない時や、降雨時は解体作業場を不透水性のシートで覆うこと、作業終了後は床面を点検し、廃油、廃液類は必ず拭き取っておくことを明記し、廃油、廃液類が漏出することのないよう措置する。

## 5 その他留意事項

- ・ 重機を用いて解体する場合にあっても、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが必要である。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）等して補強し、ひび割れが起きないようにすることが必要である。
- ・ 事故を起こした大型車や、公園で子供の遊び場として使用されているバス等、自走できない大型車であって、解体作業場への移動が困難なものにあつては、現地にて解体せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には、現場において生活環境の保全上支障がないような手段(例えば、降雨時には解体を行わない、廃油・廃液が漏出するおそれのある箇所の下には受け皿を置いて漏れないようにする、漏れた場合に備えてウエス類を十分に用意しておき、万が一漏れた場合は直ちに拭き取る、作業後は当該場所を原状回復する等)により解体を行うことを標準作業書に明記する。

## (ウ) 取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）

### 【規則第57条第2号ホ】

解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち、廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられていることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで構造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

### 【趣旨】

廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

### 【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられ

るが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。

- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油、廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

## ■ 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置等の具体的基準 ■

### 1 廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置

- ・ 使用済自動車の解体作業にあたって、廃油・廃液の漏出を防止するためには、早い段階で廃油・廃液を抜き取ることが必要であり、分離した部品の保管の段階まで廃油・廃液が抜き取られていなかったり、多量に付着していることは適切な処理とは言い難い。
- ・ まず、分離した部品等は、廃油・廃液を含むもの又は付着しているもの若しくはそのおそれがあるものをその他の部品等と区分し、廃油・廃液が完全に抜き取られているかどうか、表面に廃油・廃液が付着していないかどうかを確認するとともに、廃油・廃液の残留が認められるときには、廃油・廃液の流出対策の整った場所において廃油・廃液の抜き取り、拭き取り作業を行う。
- ・ 次に、開口部がキャップやボルトにより密栓されているかどうか、破損箇所がないかどうかを十分に確認し、開口部や破損箇所から廃油等が漏れ出すことがないように措置を講じる。
- ・ 一方、オイル類を抜き取ることによって品質が劣化するおそれのある部品（エンジン、ミッション等）にあつては、漏れることのないように確実に密栓するとともに、破損することのないよう注意して保管する。

### 2 保管設備の構造

- ・ 保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリート等不透水性構造となっていない場合等においては、下表に掲げる区分に応じた対応が講じられている必要がある。
- ・ バンパー、ランプ類、ドアミラー等はボックス式の保管設備で十分と思われるが、重量があり廃油・廃液に接触した部品で積み重ねることによって破損の可能性があるものについては、ラック式になっている保管設備が望ましい。
- ・ 保管用ラックは、保管物の重量に十分耐え得る構造、素材強度を備えている必要がある。また、ラックの支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないように支柱にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。
- ・ トラックのシャーシを溶接したり、建設工事足場用鋼管を使った自家製ラックも数多く見受けられるが、これらの強度や、搬送機器（ホイスト、フォークリフト、リフター等）の能力を勘案して、ラックの高さ、保管量を決める必要がある。
- ・ バッテリー（特に破損して鉛蓄電池の電極が剥き出しになったもの）は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管することが必要である（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装等）。  
また、その設置場所は、重機やその他作業機械の衝突の危険性の低いところを選ぶ必要がある。
- ・ コンテナを積み重ねたり、鋼製ラックの上部に鉄板やスレート等の覆いを取り付けた保管施設は、構造によっては建築物とみなされる可能性があるため、県土整備部建築指導課又は市町村建築・開発担当部局との調整が必要である。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備考
不透水性の床である場合	<b>【パターンA】</b> 保管場所が明示されていればよい。	<b>【パターンC】</b> ①使用済トラックのコンテナや幌付き荷台を代用する。 ②密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床である場合	<b>【パターンB】</b> ①保管場所の下に鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器名その受け皿を設置する。 ②分離部品の下にオイルマット、ウエス等の吸着材を敷く。 ※パターンDの施設でも可	<b>【パターンD】</b> ①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器等の受け皿を設置する。(コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ②密閉性のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

### 3 取り外した部品が廃棄物に該当する場合

- ・ 取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の保管基準が適用となる。
- ・ 屋外でタイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備考
不透水性の床である場合	<b>【パターンA】</b> 保管場所が明示されていればよい。	<b>【パターンC】</b> ①使用済トラックのコンテナや幌付き荷台を代用する。 ②密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床である場合	<b>【パターンB】</b> ①保管場所の下に鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器名その受け皿を設置する。 ②分離部品の下にオイルマット、ウエス等の吸着材を敷く。 ※パターンDの施設でも可	<b>【パターンD】</b> ①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器等の受け皿を設置する。(コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ②密閉性のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならない。

### 3 取り外した部品が廃棄物に該当する場合

- ・ 取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の保管

基準が適用となる。

- ・ 屋外でタイヤ等を保管する場合には、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。

## ウ 解体自動車(解体した後に残る廃車ガラ)を保管するための施設

### 【再掲】

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

### 【趣旨】

- ・ 解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

### 【留意事項】

「使用済自動車、解体自動車を保管するための設備」（P 18）の記載事項と同様

## (2) 解体業許可申請者の能力に係る基準 [規則第57条第2号]

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池  
タイヤ廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

### 【趣旨】

解体業許可の申請が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮のもとに行われることを示されていることが必要であり、上記項目ごとに具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法等解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事実を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることもできる。
- ・ 実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要である。  
また、作業工程の改善及びこれに伴う標準作業書の見直しを随時行うことが重要となる。
- ・ 環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載する等）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通してその成果を普及していくことが望ましい。  
標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

### 【趣旨】

明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

### 【留意事項】

- ・ 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されていない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

## （3）解体業者の再資源化基準について

### 【法第16条】

- 1 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。
- 2 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

## ア 保管の方法について

部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

### 【趣旨】

使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生じることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。
- ・ 使用済自動車は廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量及び保管時の高さについては、廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。

## イ 解体の方法について

使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

### 【趣旨】

有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液及び蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・ 鉛蓄電池等を解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破砕工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダストの量を増加させ、また、これらがシュレッダーダストの中に混入し、シュレッダーダストのリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については回収を行うこととする。
- ・ 回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・ 「廃油・廃液の分別回収」とは、使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること又は適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

上記2項目の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

### 【趣旨】

有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・ 「技術的かつ経済的に可能な範囲で～を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。
- ・ また、回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

#### ① 必ず回収しなければならないもの

鉛蓄電池（バッテリー）、タイヤ、廃油・廃液及び蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、必ず回収し、できるだけ再資源化を行わなければならない。これらの物品を回収しないで解体自動車を破砕業者に引き渡す場合、引取りを拒否されることになる。

廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、廃液等有価として取引されないものは、一般的に産業廃棄物に該当することから、解体業者がその処理を委託する場合は、産業廃棄物の処理の委託基準に従うとともに、産業廃棄物管理票を交付する必要がある。

これらの物品の処理経過については、自動車リサイクル法の電子マニフェストに反映されないことに留意すること。

#### ② できるだけ回収しなければならないもの

鉛蓄電池（バッテリー）、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管以外の物品については、できるだけ回収して再資源化を行うとともに、廃棄物であるものについては、廃棄物処理法の処理基準に従って処理しなければならない。

また、有用な部品が回収され、中古品市場に流通することが使用済自動車から発生する廃棄物の減量化にもつながる。回収した物品が廃棄物である場合には廃棄物処理法の規定により適正に処理する必要がある。

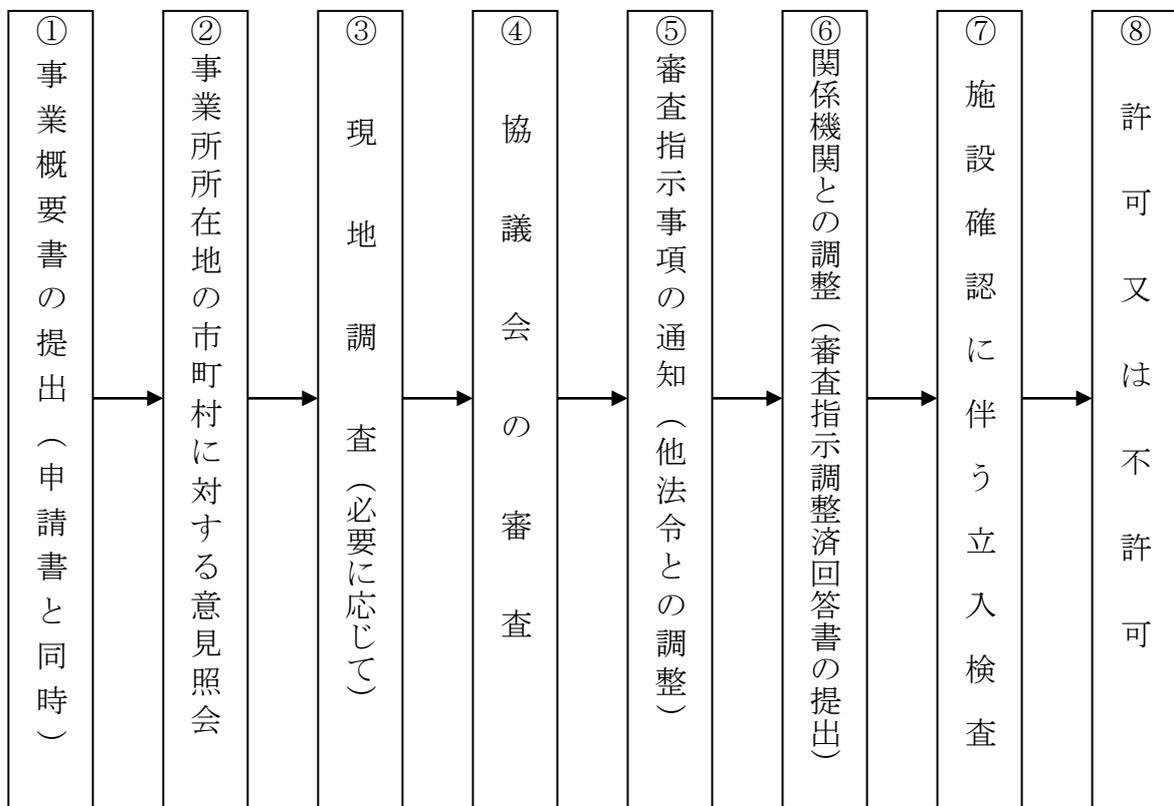
### Ⅲ 解体業の許可申請等について

許可申請には新規許可申請と許可後5年ごとに行う更新許可申請がある。新規許可申請に係る要領は次のとおりである。

#### 1 千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱

自動車リサイクル法に基づく許可申請にあたっては、千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき他法令との調整を行う。

##### (1) 事務フロー



##### ① 事業概要書の提出

指導要綱に基づく事業概要書を申請書と同時に提出する。

##### ② 事業所所在地の市町村に対する意見照会

ヤード・残土対策課が事業所所在地の市町村に対して、申請予定地に係る土地利用計画及び環境保全計画への適合状況並びに市町村の所掌事務に係る事項について意見照会する。

##### ③ 現地調査

必要に応じて現地調査を行う。

##### ④ 協議会の審査

- 事業概要書に市町村の意見を添えて、千葉県使用済自動車適正処理協議会（以

下「協議会」という。)の審査に付す。

- ・ 審査は原則的に文書で行うが、必要と認める場合は会議において申請者から説明を求める。

#### ⑤ 審査指示事項の通知

ヤード・残土対策課が市町村の意見及び協議会の審査指示を取りまとめて申請者に通知する。

#### ⑥ 関係機関との調整（審査指示調整済回答書の提出）

- ・ 審査指示事項がある場合、関係機関と調整のうえ審査指示事項調整済回答書（P 60）をヤード・残土対策課に提出すること。
- ・ 審査指示事項回答書の提出がない限り手続は進行しないので注意すること。

#### ⑦ 設置確認に伴う立入検査

設置等に係る許可申請の内容が、自動車リサイクル法の施設基準等に適合しているかどうか確認する。

#### ⑧ 許可又は不許可

⑦で指導指示事項があった場合は、検査指導事項改善報告書（P 61）を提出すること。

## (2) 事業概要書

### ア 提出部数

正本1部

### イ 関係書類

- ① 申請書（写し）
- ② 解体（破碎）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
- ③ 計画地一覧表（別記様式）
- ④ 公図の写し
- ⑤ 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- ⑥ 事業計画書及び収支見積書（写し）
- ⑦ 標準作業書（写し）
- ⑧ その他知事が必要と認める書類（計画概要）  
事業所を複数設置する場合は、それぞれについて計画概要を作成すること。

### ■ 計画概要の項目別留意事項 ■

#### 項目1（計画者の住所、氏名、主な業務、全従業員数）

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に記載している本店（本社）の住所をそのまま記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載すること。
- ・ 個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要である。

- ・ 法人の場合であって、代表取締役がない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とすること（この場合、役職の表示は「取締役」となる）。
- ・ 法人の場合の主な業務の確認においては、商業登記簿謄本に記載されている法人の目的に自動車解体業が記載されていることを要するので注意すること。

#### **項目 2（計画施設の所在地、都市計画法の用途地域）**

- ・ 所在地は土地登記簿謄本に記載されているとおり記載すること。
- ・ 地番が複数ある場合は、すべて記載すること。

#### **項目 3（計画施設の概要）**

許可申請書の「事業の用に供する施設の概要」等と一致する数字を用いること。

#### **項目 6（計画施設の全体面積）**

計画施設の土地内に農地がある場合は、農地転用の手続きが必要となる（項目 1 2 に関連）。

#### **項目 7（計画施設が市街化調整区域の場合の建築物の取扱い）**

新たに市街化調整区域に進出してきた場合は、事務所等の建築物の設置は原則としてできない。

#### **項目 9（地域森林計画との関係）**

地域森林計画に該当する場合は、伐採届等の手続きが必要となる。

#### **項目 10（危険物等に関する事項）**

- ・ ガソリン、軽油及び廃油において、貯蔵量及び取扱量によっては消防法に係る届出・許可が必要となる。
- ・ 廃タイヤの貯蔵量又は取扱量が 3 0 0 0 k g 以上となる場合は、関係市町村の条例（火災予防条例）の届出が必要となる。

〔 許可申請後に担当課（産業保安課）から、危険物等の取扱いに関する調査書〕  
が送付されるので、それに回答すること。

#### **項目 13（建築物の概要）**

建築物については建築確認済証が必要となる。

#### **項目 14（解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先）**

- ・ 道路側溝に流す場合、雨水は問題ないが、排水（油水分離後）は、道路管理者（国・県・市町村等）の了解を得る必要がある。
- ・ 下水道に流す場合、下水道管理者（窓口は市町村）の了解を得る必要がある。

#### **項目 18（計画施設内の赤道・青道の有無及びその取扱方法）**

- ・ 赤道は公図上には存在するが地番の記載がない道路である（あった）敷地であり、登記簿上は無籍地とされ、道路法の適用がない法定外公共物である。そのため、市町村に使用許可の手続きが必要となる。
- ・ 青道は公図上には存在するが地番の記載がない河川または水路である（あ

った)敷地であり、登記簿上は無籍地とされるが法定外公共物である。そのため、市町村に使用許可の手続きが必要となる。

#### **項目 19 (計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無)**

境界確定の確認は、境界杭の有無又は市町村土木部局等が所有する土地境界査定図により確認すること。確定してない場合は、関係者と協議し問題ないことを確認すること。

#### **項目 20 (埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無)**

市町村教育委員会に確認し回答文書の交付を受けること。

#### **(その他添付する図面等)**

##### **1 市町村からの建築確認通知書の写し (建築物がある場合)**

既に建築物がある又はこれから建築する場合は、建築確認済証の写しを添付すること。

##### **2 25000分の1の地図に、解体(破砕)事業所の位置及び事業所から公共用水域(河川や海)までの排水経路を記載した図面**

油水分離装置がない場合等は位置のみ記載すること。

##### **3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し**

申請者から市町村教育委員会に照会し、その回答書の写しを添付すること。

## **2 解体業許可申請書及び添付書類 [規則第55条]**

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで、申請書を提出すること。

なお、証明書等は発行から3箇月以内のものを用いること。

### **(1) 解体業許可申請書 (様式:P62、記載例:P75)**

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお、申請書の作成を行政書士等が行う場合は、申請書(第1面)の右下に事務所名、行政書士等名及び電話番号を明記し、職印を押印すること。 [行政書士法施行規則第9条第2項]

#### **ア 申請年月日**

申請書提出時は記入せず、ヤード・残土対策課の内容審査が終わり、受理された時点で記入すること。

#### **イ ※許可番号、※許可年月日**

- ・ 解体業許可更新申請の場合に記入する欄であり、新規許可申請の場合は記入しない。
- ・ 必ず千葉県で受けている解体業の許可番号を記入すること。なお、許可番号は解体業許可証に記載している。

平成16年7月1日の時点で、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業のいずれかの許可を受け、平成16年7月1日から平成16年9月30日までの間に千葉県に対し「みなし許可解体業者」の届出をおこなった事業者は、平成16年7月1日に解体業の許可を受けたものとみなされているので、この事業者が更新を行う場合の許可年月日は「平成16年7月1日」となる。

## ウ 住所

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に登記している本店（本社）の住所をそのまま（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意）記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意）すること。

## エ 氏名又は名称

- ・ 商業登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
- ・ 個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
- ・ 法人の場合であって、代表取締役がいない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とする（この場合、役職の表示は「取締役」となる）。

## オ 事業所の名称及び所在地

- ・ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載すること。
- ・ 事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。
- ・ 所在地については、「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1等の省略は避けること。

## カ 事業の用に供する施設の概要

- ・ 以下に記載例を示すので参考にして記載すること。  
なお、解体作業場及び燃料採取場については、床面の舗装及び屋根の有無について記載すること。また、部品保管設備及び廃棄物保管場については、保管場所の面積だけでなく、具体的な保管状況及び屋根の有無を記載すること。
- ・ 都市計画法における市街化調整区域では、コンテナ及びプレハブ等の建築物を設置することが原則できないことを十分留意し計画を立てること。
- ・ 欄に書ききれない場合は、この欄に『別紙「事業の用に供する施設の概要」のとおり』と記載し、別紙を添付すること。

**[記載例]**

1	使用済自動車保管場所	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇〇台	
2	解体自動車保管場所	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇〇台	
3	解体作業場	〇〇m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート打設 (150mm)	屋根有
4	燃料抜取場 (解体作業場で行う)			
5	部品保管設備①	〇〇m <sup>2</sup>	無筋コンクリート (100mm) + 鉄板 (10mm) 敷設	屋根無
	部品保管設備②	〇〇m <sup>2</sup>	トラック荷台	屋根無
	部品保管設備③	〇〇m <sup>2</sup>	コンテナ	屋根有
	部品保管設備④	〇〇m <sup>2</sup>		屋根無
6	廃棄物保管場所① (バッテリー)	〇〇m <sup>2</sup>	アルミコンテナ	屋根有
	廃棄物保管場所② (廃タイヤ)	〇〇m <sup>2</sup>	保管の高さ〇m	屋根無
	廃棄物保管場所③ (廃油・廃液)	〇〇m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート打設 (150mm)	屋根有
7	油水分離槽	1箇所	4槽	
8	運搬車両	2台	(4t平ボディー1台、キャリアカー1台)	
9	その他			
	危険物保管場所	〇〇m <sup>2</sup>		

**キ** 他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあっては、その許可番号 (申請中の場合は、申請年月日)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあっては、その許可番号 (申請中の場合は、申請年月日)

- ・ 自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について、千葉県以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記載すること。
- ・ 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載すること。
- ・ 産業廃棄物処理業 (産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業) の許可を有している場合についても同様に記載すること。
- ・ 解体業又は破砕業、産業廃棄物処理業に係る千葉県みなし許可を受けている場合は、県の許可番号の後に「みなし許可」と記載すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はない。

**[記載例]**

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇市	平成△△年△△月△△日申請
千葉県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (みなし許可)

なお、千葉県の解体業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の

解体業、破砕業の許可又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に解体業の変更届を提出しなければならない。

#### **ク 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限**

保管場所が複数ある場合には、所定の欄に全ての保管場所について必要事項を記載すること。または別紙にて記載したものを添付すること。

なお、自動車リサイクル法では、使用済自動車と解体自動車は区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引く等の方法により明確に区分して保管する必要がある。

#### **ケ 役員の氏名及び住所**

- ・ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ・ これらの者については、住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避けること。

#### **コ 令5条に規定する使用人の氏名及び住所**

- ・ 令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合等が該当する。
  - ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ・ これらの者については、住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避けること。

#### **サ 法定代理人の氏名及び住所**

- ・ 申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
- ・ 住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避けること。

#### **シ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所**

- ・ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記載すること。

- ・ 住民票の写し、登記事項証明書及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避けること。

## ス 標準作業書の記載事項

- ・ 解体業の許可要件とされている標準作業書に記載している事項を記載すること。
- ・ 標準作業書を添付する場合は、『別添「標準作業書」のとおり』と記載すること。

## (2) 添付書類

### ア 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

#### (ア) 場内配置図\*

- ・ 事業所全体が分かるような場内配置図を添付すること。

#### ※ 場内配置図に記載する項目（例）

- ・ 標識及び掲示板の設置場所
- ・ 囲い（材質・高さを記載）及び出入り口
- ・ 使用済自動車保管場所及び解体自動車保管場所
- ・ 燃料抜取場所
- ・ 解体作業場
- ・ 部品保管設備
- ・ 廃棄物保管場所
- ・ 油水分離装置（排水経路を含む。）
- ・ 危険物保管場所（ガソリン・軽油・廃油）
- ・ 事務所
- ・ 消火器

#### (イ) 使用済自動車保管場所又は解体自動車保管場所

- ・ 保管量の上限を計算した書類を作成すること。
- ・ 廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合において、廃油及び廃液の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載すること。

また、油水分離装置及び排水溝を他の部分と共有している場合には、その旨記載すること。なお、油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かる設計計算書等（P80）を添付すること。

#### (ウ) 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）

- ・ 装置を使用して燃料を回収する場合は、その写真を添付すること。
- ・ 廃油の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、ため枡及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かるような写真を添付すること。
- ・ ため枡又はこれに準じて設置している油水分離装置がある場合は、その容量又は処理能力が適正であることが分かる設計計算書等（P 80）を添付すること。

#### (エ) 解体作業場

- ・ その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を作成すること。なお、立面図及び断面図については設計図を添付すること（設計図の代わりに、建物の外観及び内部の状況の写真を添付してもよい）。
- ・ 解体作業場全体が分かる写真を添付すること。
- ・ 装置を使用して燃料以外の廃油及び廃液を回収する場合は、その写真を添付すること。
- ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、事業所からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付すること。
- ・ 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合に、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていない場合は、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ないことを図面等に明記すること。

#### (オ) 取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）

- ・ 種類ごとに取り外した部品を保管する場合は、種類ごとに平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付すること。
- ・ 雨水等により事業所からの廃油及び廃液の流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した商品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付すること。
- ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じていることが分かる写真を添付すること。  
ただし保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置を講じる場合にあっては、その旨別途添付する標準作業書に明記すること。

#### (カ) 廃棄物を保管するための場所（廃棄物保管場所）

- ・ 解体業に伴い排出される廃タイヤ、廃油、廃液（冷却液）及び鉛蓄電池（バッテリー）等の廃棄物を保管する場所が種類ごとに異なる場合は、種類ごとに平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付すること。
- ・ 雨水等により事業所からの廃油及び廃液の流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した商品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付すること。
- ・ 屋外で廃タイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑につむと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意する必要がある。必要に応じシートで覆ってタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う又は水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載すること。

#### (キ) 油水分離装置

- ・ 油水分離装置の位置を平面図に記載すること。
- ・ 構造を明らかにするために構造図を作成すること。構造図は平面図（上から見た図）と側面図（横から見た図）を利用し、油水分離装置の形状を明確にすること。
- ・ 構造図には寸法を記載すること。なお、槽の深さは底面から配管の下限位置とする。
- ・ 油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かる\*ような設計計算書を作成すること。

#### ※ 油水分離装置の処理能力算定基準

「油水分離装置における容積基準の算定方法」（P 8 0）を参照すること。

#### (ク) 当該施設の付近の見取図

- ・ 住宅地図等を用いて本店（本社）付近の見取図を添付すること。
- ・ 本店以外に事務所及び事業所がある場合は、その付近の見取図を添付すること。

### イ 申請者が解体業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類

#### (ア) 申請者が土地又は建物の所有者の場合

- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）
- ・ 土地登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）
- ・ 建物登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）

#### (イ) 申請者が土地又は建物の所有者と異なる場合

- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）
- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた土地の使用権原を確認できる書類（土地の賃貸借契約書等）

- ・ 建物登記簿謄本
- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた建物の使用権原を確認できる書類（建物の賃貸借契約書等）

#### **(ウ) 使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合**

- ・ 自動車検査証の写しを添付すること
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

#### **(エ) 重機等による解体を行う場合**

- ・ 売買契約書又は自主検査記録表等を添付すること。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

### **ウ 事業計画書及び収支見積書 （P 6 6）**

#### **(ア) 事業の全体計画**

- ・ 作成年月日は申請日と同日にする。
- ・ 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載すること。
- ・ 有用部品及び廃棄物についても記載すること。
- ・ 各工程に係る作業人員数や時間について記載されたフロー概略図も添付すること。

#### **(イ) 使用済自動車の引取実績及び計画**

許可取得後の年間計画は過去の実績と照合して妥当なものにすること。

#### **(ウ) 解体実績**

同一年度に受入れを行った実績と照合して妥当なものにすること。

#### **(エ) 保管の状況**

- ・ 事業所以外の場所での上限（ 台）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」の保管量の上限と同一とすること。
- ・ 保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業の用に供する施設の概要」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ること。

#### **(オ) 年間収支見積書**

- ・ 使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適正に保管している場合にあっては、本書の提出をもって収支見積書の提出とする。

### **エ 申請者が個人の場合の添付書類**

#### **① 住民票の写し\***

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※ 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出する。

## ② 登記事項証明書

登記事項証明書は成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明するものである。証明書の発行は東京法務局後見登記課及び全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っている。支局・出張所では取り扱っていない。

請求にあたっては、直接窓口に出向くか、東京法務局後見登記課あて郵送することになる。

窓口申請のみ

千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方法務局戸籍課戸籍係

電話：043-302-1316

郵送及び窓口申請

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）4階

東京法務局民事行政部後見登記課

電話：03-5213-1360

なお、登記事項証明書を提出できない場合は、別途御相談ください。

## オ 申請者が法人の場合の添付書類

### ① 定款又は寄付行為

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、中間法人又は社団法人等については定款、財団法人等については寄付行為を添付すること。

### ② 商業登記簿謄本

履歴事項がすべて記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。なお、目的欄に自動車解体業の記載があることを要する。

## カ 役員に関する添付書類

### ① 住民票の写し\*

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

## ② 登記事項証明書

登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

## キ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類

### (ア) 個人である場合

該当するすべての者について、住民票の写し<sup>※1</sup>及び登記事項証明書<sup>※2</sup>を添付すること。

※1 住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

### (イ) 法人である場合

該当するすべての法人について、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。

## ク 政令使用人に関する添付書類

### ① 住民票の写し<sup>※1</sup>

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

### ② 登記事項証明書<sup>※2</sup>

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

## ケ 申請者が未成年の場合の添付書類（申請者が個人に限る。）

### ① 法定代理人の住民票の写し<sup>※1</sup>

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

### ② 法定代理人の登記事項証明書<sup>※2</sup>

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

## コ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（P68）

申請日から3箇月以内に作成したものをを用いること。

## サ 標準作業書

- ・ 以下の項目について記載した標準作業書を添付すること。また事業所に常備し、従事者に周知させること。
  - ① 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
  - ② 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
  - ③ 使用済自動車又は解体自動車の解体方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）
  - ④ 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
  - ⑤ 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
  - ⑥ 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なもの  
の保管の方法
  - ⑦ 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法（自社で運搬の場合は、運搬に  
使用する車輛の車検証の写しを添付）
  - ⑧ 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
  - ⑨ 火災予防上の措置

※ 廃棄物の運搬、処分を他者に委託する場合は、その収集運搬又は処分業の  
許可証の写し又は委託契約書の写しを添付すること。
- ・ 解体業と破砕業の標準作業書をまとめることができる。

### (3) 提出先等

#### ア 提出先\*

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課（本庁舎4階）  
自動車ヤード対策班  
電話：043-223-4658（直通）

事前相談及び申請書  
の提出に当たっては、  
あらかじめ電話で予  
約した上で来課する  
こと。

#### ※ 県内での千葉県以外の提出先

事業所を千葉市、船橋市又は柏市に設置する場合は、各市役所に問い合わせること。

##### ① 千葉市

環境局資源循環部産業廃棄物指導課  
電話：043-245-5683

##### ② 船橋市

環境部廃棄物指導課  
電話：047-436-3813

### ③ 柏市

環境部産業廃棄物対策課

電話：04 - 7167 - 1696

#### イ 手数料

解体業の新規許可	78,000円
----------	---------

- ・ 手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
- ・ 収入証紙は千葉県庁中庁舎地下生協サービスセンター、各地域振興事務所出納室、各市町村出納担当局等で購入し、申請書に貼付せず持参すること。

#### ウ 提出部数

正本1部及び副本2部（1部は申請者に返却）をファイルに綴って提出すること。

### 3 許可証の交付

許可証の交付は県から申請者又は申請書作成者（行政書士等）に連絡する。原則として、法人の場合は代表者又は担当役員、個人の場合は申請者本人が許可証を受領すること。なお、受領の際には身分を証明するものを持参すること。

また、更新の場合には、更新前の許可証と引き換えに交付するので、必ず原本を持参すること。

## IV 許可後の手続き

### 1 自動車リサイクルシステムの登録

自動車リサイクル法関連事業者は県の登録・許可とは別に、電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有する自動車リサイクルシステムの登録が必要である。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

自動車リサイクルコンタクトセンター

電話：050-3786-7755

### 2 許可の更新

#### (1) 根拠法令

法：第60条第2項

令：第4条

許可を受けてから5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うので注意すること。

#### (2) 許可の更新申請書の提出

- ・ 許可の更新申請書の様式と添付書類は、新規の許可申請と同じものとする。ただし、許可の更新では他法令の調整は行わないので、解体業事業概要書の提出は不要とする。
- ・ 市街化調整区域において許可を受けた後に、コンテナ等の建築物を無断で設置している場合は、当該建築物の撤去又は建築物とみなされない措置を講じて利用しない限り、許可の更新申請書を受理しない。

#### (3) 提出先等

##### ア 提出先

新規の許可申請と同じ（P48）。

##### イ 手数料

許可の更新	70,000円
-------	---------

- ・ 手数料は千葉県収入証紙で納付すること。

- ・ 収入証紙は千葉県庁中庁舎地下生協サービスセンター、各地域振興事務所出納室、各市町村出納担当局等で購入し、申請書に貼付せず持参すること。

### ウ 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部（1 部は申請者に返却）をファイルに綴って提出すること。

## 3 変更届

### (1) 根拠法令

法 : 第 6 3 条  
規 則 : 第 5 8 条

### (2) 変更届出書の提出

申請書記載事項に変更がある場合には、その日から 30 日以内に、解体業変更届出書（P 6 9）に関する添付書類を添えて提出しなければならない。

なお、各変更事項について必要な添付書類は、下表に示しているので参考にする

		変更事項	添付書類 <sup>※1</sup>
1	個人	氏名、住所	住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。以下同じ。）、誓約書、従来の許可証
	法人	名称、住所	定款又は寄附行為、商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」以下同じ。）、誓約書、従来の許可証
		代表者	商業登記簿謄本、住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、従来の許可証
2	事業所の名称及び所在地		施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、公図の写し、施設の所有権（土地建物の登記簿謄本）又は使用権原を証する書類（貸主の土地建物の登記簿謄本、貸付契約書又は使用承諾書等）、住宅地図の写し、誓約書
3	解体業に供する施設		上記のほかに解体業事業概要書 <sup>※2</sup>
	事業所の追加		

4	役員の氏名及び住所	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、商業登記簿謄本	
5	政令で定める使用人の氏名及び住所	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書	
6	未成年者の法定代理人の氏名及び住所		
7	標準作業書の記載事項	標準作業書、誓約書	
8	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、株式数又は出資額を記載した書面
		法人	商業登記簿謄本、株式数又は出資額を記載した書面、誓約書

※1 証明書等は発行から3箇月以内のものを用いること。

※2 事業所を新規に設置する場合は、他法令の調整を行う必要がある。

### (3) 提出先等

#### ア 提出先

原則持参することとし、事前相談及び変更届出書の提出に当たっては、あらかじめ電話で予約した上で来課すること。ただし、上記表の1、4、5、6及び8に係る変更事項については、郵送でも提出できる。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課（本庁舎4階）  
自動車ヤード対策班  
電話：043-223-4658（直通）

#### 【送付先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課自動車ヤード対策班

#### イ 提出部数

正本1部及び副本2部（1部は申請者に返却）

## 4 廃業等届

### (1) 根拠法令

法：第64条

細則：第4条及び第8条第2項

## (2) 廃業等届出書の提出

業を廃止した場合は、解体業廃業等届出書（P 7 0）に解体業許可証を添付のうえ、廃業等の日から30日以内に提出すること（郵送可）。

廃業事由	届出義務者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
その許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

### 【送付先】

〒260 - 8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課自動車ヤード対策班

## 5 許可証の再交付及び返納

### (1) 再交付 [細則第6条]

許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受ける場合は、許可証再交付申請書（P 7 1）を提出すること。

### (2) 返納 [細則第8条]

次に該当する場合は許可証を返納すること。

- ① 許可の更新をしたとき
- ② 廃業等を届け出たとき
- ③ 許可が取り消されたとき
- ④ 許可証の記載事項に係る変更を届け出たとき
- ⑤ 再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき

## V 様式及び標準的な記載方法

第1号様式（第4条）

解体業事業概要書

*許可番号	
*許可年月日	〇〇 年 月 日
	〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（関係書類）

- 1 申請書（写し）
- 2 解体（破砕）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
- 3 計画地一覧表（別記様式）
- 4 公図の写し
- 5 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- 6 事業計画書及び収支見積書
- 7 標準作業書
- 8 その他知事が必要と認める書類（計画概要）

(参考様式)

### 計画地一覧表

	住所・地番	所有者	使用者	地目(m <sup>2</sup> )	都市計画法の 区分・用途名	その他法令の 指定の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

計 画 概 要  
(解体・破砕前処理施設)

1	計画者の住所、氏名、 主な業務、全従業員 数	
2	計画施設の所在地、 都市計画法の用途地 域	
3	計画施設の概要	①総面積 ②解体作業場面積 ③使用済自動車・解体自動車の保管場所面積、台数 使用済自動車保管場所 解体自動車保管場所 ④解体（破砕前処理）年間予定台数 （普通車   台・大型車   台） ⑤解体方法 ⑥その施設の従業員数   人
4	計画施設の新設・既 設の別、計画施設の 使用権原（所有地・ 借地）	
5	計画施設周辺の地形 等の状況	
6	計画施設の全体面積 うち開発面積 うち農地面積	
7	計画施設が市街化調 整区域の場合の建築 物の取扱い	
8	計画施設内の樹木の 有無、樹木の種類、 伐採の有無	
9	地域森林計画との関 係	

10	危険物等に関する事項	① 貯蔵する危険物・指定可燃物の種類、量及び保管容器の種類と量 第1 石油類 ガソリン 第2 石油類 軽油 第4 石油類 廃オイル 合成樹脂類 廃タイヤ ② 取扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量  ③ 高圧ガスの取扱い方法
11	掘削土砂の量及びその処分方法	
12	土地改良事業実施の有無	
13	建築物の概要	
14	解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	
15	計画施設で使用する水の水源	
16	洗車汚水、事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	
17	計画施設の騒音、振動対策	
18	計画施設内の赤道、青道の有無及びその取扱方法	
19	計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	
20	埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無	

21	火災等の事故時の対策	
22	その他 引取業者・フロン類 回収業者登録について 計画施設とは別の場 所に計画している使 用済自動車等の保管 場所の有無	

(その他添付する図面等)

- 1 市町村からの建築確認通知書（申請書）の写し（建築物がある場合）
- 2 25000分の1の地図に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面
- 3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し

第2号様式（第11条）

審査指示事項調整済回答書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第9条第1項の規定により審査指示のあった下記事業について調整が終了したので、同要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて回答します。

記

事業概要書 受付年月日	〇〇 年 月 日	受付番号	
申請の種類	(解体業・破砕業)の申請 (新設・事業範囲の変更)		
審査指示年月日	〇〇 年 月 日		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 検査指導事項改善報告書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

電話番号

〇〇 年 月 日付け自動車リサイクル指導事項票で指導・指示事項のあったことについては、下記のとおり改善が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 立入検査年月日  
〇〇 年 月 日
- 2 改善した事業所の名称及び住所  
名称：  
場所：
- 3 指導・指示事項に伴う改善結果  
下表のとおり

指導・指示事項	改善結果

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の名前及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の名前及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名前（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)   電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)	
油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業計画書及び収支見積書（解体業）

年 月 日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	:	~	:	従業員数	人
				休業日	

1 - 2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 台)	保管量の上限	( 台 台)
現在保管量	( 台 台)	現在保管量	( 台 台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ))		今年度の見込み (決算月 ( 月 ))	
		年度	( 1 台当 )	年度	( 1 台当 )
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
	うち廃棄物 処理委託費	エ			
営業収益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 使用済み自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。  
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

## 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。）
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
  - ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
  - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
  - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
  - ヌ 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 注1）主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 注3）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
- （1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - （2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第七（法第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

千葉県知事様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

解体業廃業等届出書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、解体業の廃業等について次のとおり届け出ます。

解体業を廃業等 した解体業許可 業者	住 所  氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 3 解体業許可証を添付すること。

許可証再交付申請書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付申請する 許可証の種類	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再交付申請の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 再交付申請の理由が、許可証の毀損又は汚損である場合にあつては、既に交付を受けている許可証を添付すること。

## 計 画 概 要 （ 記 載 例 ）

(解体・~~破砕前処理~~施設)

1	計画者の住所、氏名、 主な業務、全従業員数	千葉県〇〇市△△25番 有限会社〇×商会 代表取締役 ×× 主な業務 自動車解体業、中古車輸出、自動車整備業、 その他（内容記入）等 全従業員数 〇〇人
2	計画施設の所在地、 都市計画法の用途地域	千葉県〇〇市△△字××25番1の一部及び32番4(全ての 筆について字、地番を土地登記簿のとおり省略せず記載) 用途地域名（市町村の都市計画部門で確認する。）
3	計画施設の概要	①総面積 552.85㎡ ②解体作業場面積 25㎡ ③使用済自動車・解体自動車の保管場所面積、台数 使用済自動車保管場所 50㎡ 5台 解体自動車保管場所 50㎡ 5台 ④解体 <del>（破砕前処理）</del> 年間予定台数 （普通車 150台・大型車 台） ⑤解体 <del>（破砕前処理）</del> 方法 手作業 ⑥その施設の従業員数 〇人
4	計画施設の新設・既設 の別、計画施設の使用 権原（所有地・借地）	新設 借地
5	計画施設周辺の地形等 の状況	計画施設から東に向かい西からなだらかな斜面をなし、標 高は20～30m
6	計画施設の全体面積 うち開発面積 うち農地面積	552.85㎡ 0㎡ 0㎡
7	計画施設が市街化調整 区域の場合の建築物の 取扱い	都市計画法第43条に基づく開発行為許可申請済
8	計画施設内の樹木の有 無、樹木の種類、伐採 の有無	樹木は無く伐採はしない。
9	地域森林計画との関係	（市町村の林地開発担当課で確認して記載する）
10	危険物等に関する事項	① 貯蔵する危険物・指定可燃物の種類、量及び保管容器 の種類と量 第1石油類 ガソリン 200 携行缶1本 第2石油類 軽油 500 ドラム缶 第4石油類 廃オイル 2000 ドラム缶1本

		<p>合成樹脂類 廃タイヤ ○○kg</p> <p>② 取扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量 ①の貯蔵量以下</p> <p>③ 高圧ガスの取扱い方法 ガス切断作業主任者を置く等。</p>
11	掘削土砂の量及びその処分方法	約○○m <sup>3</sup> 油水分離槽、浸透柵及びコンテナピット設置に係る掘削土砂は、敷地内で整地の際に使用し、外部に搬出しない。
12	土地改良事業実施の有無	(市町村の農政担当部門や地元の土地改良区に確認)
13	建築物の概要	延べ床面積 材質 階数 ＜市町村の建築確認通知書の写しを添付＞
14	解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	排水は公共下水道、浸透柵等 雨水は自然浸透、道路側溝等 ＜25000分の1の地区に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面を添付＞
15	計画施設で使用する水の水源	井戸水、市営水道等
16	洗車污水、事務所等の污水处理方法及びトイレの有無	洗車污水はない。 事務所の污水は下水等。 仮設トイレを設置、汲み取り
17	計画施設の騒音、振動対策	騒音規制法に定める騒音発生施設、騒音発生作業及び振動規制法に定める振動発生施設及び振動発生作業はない。
18	計画施設内の赤道、青道の有無及びその取扱い方法	赤道等はない。赤道（里道）が隣接 赤道等の使用許可を得る。赤道等を避けて施設を設置する等
19	計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	市道○○線に隣接 平成○年×月△日境界確定協議済＜確定済の場合＞ 境界確定はしていない＜未確定の場合＞ <u>歩道はない</u>
20	埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無	市町村教育委員会に確認し文書を求める。 ＜市町村教育委員会からの確認文書の写しを添付＞
21	火災等の事故時の対策	①火災の場合は消火器を用いて初期消火に努めるとともに、ただちに消防機関に通報する。 ②廃油等の場外への流出を確認した場合は直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに土のう等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐためオガクズ、ウエス、オイルマットにより流出廃油等を回収する。

22	<p>その他</p> <p>引取業者・フロン類回収業者登録について</p> <p>計画施設とは別の場所に計画している使用済自動車等の保管場所の有無</p>	<p>登録予定</p> <p>別添参照（別に保管場所がある場合は、その施設の計画概要書も作成する。）等</p>
----	---	---

（その他添付する図面等）

- 1 市町村からの建築確認通知書（申請書）の写し（建築物がある場合）
- 2 25000分の1の地図に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面
- 3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し

(記載例)

様式第五 (法第五十五条関係)

解体業 許可 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所は、個人の場合は住民票の住所、法人の場合は商業登記簿上の住所を省略せず記載すること。

(郵便番号) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		個人営業の場合は、屋号等を記載すること。
名称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇営業所	
所在地	〒000-0000 千葉県〇〇市〇〇町0丁目0番0号 TEL 000-000-0000	
名称	〇〇株式会社〇〇センター〇△営業所	
所在地	〒000-0000 千葉県〇〇市〇〇町0丁目0番0号 TEL 000-000-0000	
名称	〇〇株式会社〇〇センター△△営業所	
所在地	〒000-0000 千葉県〇〇市〇〇町0丁目0番0号 TEL 000-000-0000	全ての筆について、字、地番を土地登記簿のとおり省略せず記載すること。 筆の一部のみが範囲の場合は、「~の一部」と追記すること。
事業の用に供する施設の概要	<p>1 〇〇営業所          使用済自動車保管場所 000㎡ 最大保管量 000台          解体自動車保管場所 000㎡ 最大保管量 000台          解体作業場 000㎡ 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根有          燃料抜取場所 00㎡ 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根有          部品保管場所① 000㎡ コンテナ 屋根有          部品保管場所② 000㎡ トラック荷台 屋根無          廃棄物保管場所 00㎡ コンテナ 屋根有          ニブラ 1、運搬車両3台(キャリアカー1台、平ボディ2台)          油水分離槽2箇所4槽式</p>	
平面図、事業計画書の内容と、整合するように記入すること。		

	<p>2 ○△営業所</p> <p>使用済自動車保管場所 000 m<sup>2</sup> 最大保管量 000 台</p> <p>解体作業場 00 m<sup>2</sup> 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根無</p> <p>部品保管場所 000 m<sup>2</sup> トラック荷台 屋根無</p> <p>廃棄物保管場所00m<sup>2</sup> トラック荷台 屋根無</p> <p>油水分離槽1箇所3槽</p>	
	<p>3 △△営業所</p> <p>解体自動車保管場所 000 m<sup>2</sup> 最大保管量 000 台</p> <p>解体作業場 00 m<sup>2</sup> 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根有</p> <p>部品保管場所 000 m<sup>2</sup> トラック荷台 屋根無</p> <p>廃棄物保管場所① 00 m<sup>2</sup> トラック荷台 屋根無</p> <p>廃棄物保管場所② 00 m<sup>2</sup> トラック荷台 屋根無</p>	
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	破砕業 H16.7.2届出。 解体業 H16.7.2届出。 解体業 H16.7.1届出。
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(中間処理) 第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(収集運搬)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1. ○○株式会社○○センター廃車集積場 千葉県△△市○○町0丁目0番0号 保管場所面積000m <sup>2</sup> 、保管量の上限0000台	
	2. ○○株式会社○○センター廃車ガウ集積場 千葉県△△市○○町0丁目0番0号 保管場所面積000m <sup>2</sup> 、保管量の上限0000台	
<p>役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)</p>		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな ○○ ○○	代表取締役	○○県△△市○○町0丁目0番0号
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町0丁目0番0号
ふりがな ○○ ○○	監査役	○○県△△市○○町0丁目0番0号
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)</p>		
		<p>使用人とは支店長や契約権限を有する者をいう。</p>

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇営業所長	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号
ふりがな 〇〇 〇〇	△工場長	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	〇〇株式会社
(ふりがな) 代表者 の氏名	ふりがな 役職名 〇〇 〇〇
住 所	(郵便番号) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号 電話番号 000-000-0000

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号
ふりがな 〇〇 〇〇	監査役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額（口数）

ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	四千株（100口）
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	四千株（100口）
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	二千株（50口）
ふりがな 有限会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	二千株（50口）

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。 事故車等油漏出のおそれがある場合は油を抜き取る。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場（もしくは燃料抜取場所）で実施する。 漏出した廃油等は作業場に設置したためますで回収する。 場内排水終末に油水分離装置を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離装置及びためますは定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、油等の漏出がないよう適切に保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。 運搬を委託する場合は廃棄物処理法の許可業者に委託する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料抜取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。 消火器を設置する。

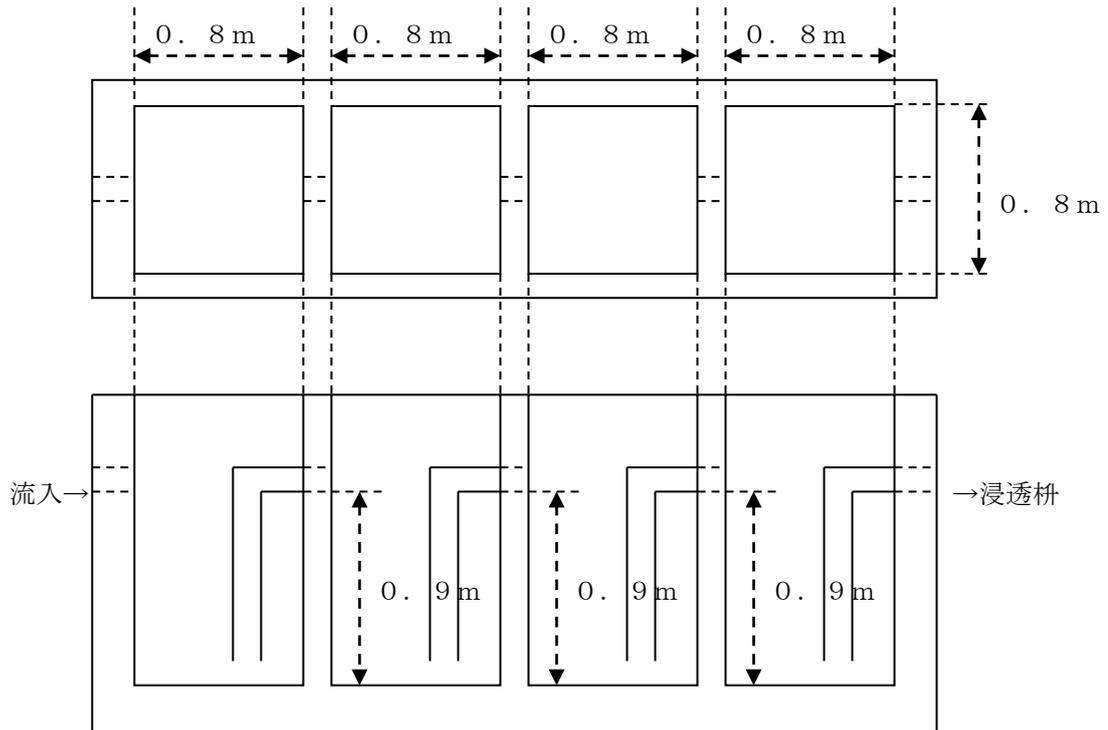
△手数料

(備考)

- 備考 1 △印の欄は、記入しないこと。  
2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。  
3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供

- する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 油水分離装置における構造図及び設計計算書（例）



### 1 排水溝に接続して雨水・排水が油水分離装置に流入する構造を有する場所の面積

- (1) 解体作業場 . . . . .  $5 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 35 \text{ m}^2$   
 (2) その他 . . . . .  $6 \text{ m} \times 4 \text{ m} + 5 \text{ m} \times 3 \text{ m} = 39 \text{ m}^2$

$$(1) + (2) = 35 \text{ m}^2 + 39 \text{ m}^2 = \underline{74 \text{ m}^2}$$

### 2 千葉地区における100㎡あたりの油水分離槽装置の容積基準

(降雨後5分間でシート等で覆うことが条件)

$$\underline{1.96 \text{ m}^3}$$

### 3 当該事業所における油水分離装置の容積基準

$$1.96 \text{ m}^3 \times \frac{74 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} = \underline{1.4504 \text{ m}^3}$$

### 4 設置する油水分離装置の容積計算

縦×横×深さ（底面から接続口下部まで）×槽数

$$0.8 \text{ m} \times 0.8 \text{ m} \times 0.9 \text{ m} \times 4 \text{ 槽} = \underline{2.304 \text{ m}^3} (> 1.4504 \text{ m}^3)$$

よって当該事業所に設置する油水分離装置は千葉県の容積基準を満たす装置である。